平成25年第2回矢巾町議会臨時会目次

議案目次	•••	•••••	••••			••••				• • • • •			• • • • • • •	· • • • • • •	•••••		•••	1
			,	_														
第	1	号	(4	月 2	6 日)													
○議事日和	程	•••••	••••	• • • • • •	• • • • • • • • •	••••	•••••			• • • • •	• • • • • •		• • • • • •	· • • • • • •	•••••		•••	3
○本日の会	会議	に付	した	事件	••••	••••				• • • • •			• • • • • •	· • • • • • •	•••••		•••	3
○出席議員	員	• • • • • •	••••	••••		••••				• • • • •			• • • • • •	· • • • • • • •			•••	3
○欠席議∫	員	••••	••••	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••				• • • • •			• • • • • •	· • • • • • •			•••	4
○地方自治	治法	第 1	2 1	条に	より出	席し	た説	明員		• • • • •			• • • • • •	· • • • • • • •			•••	4
○職務の	ため	に出	席し	た職	員 …	••••				•••••			• • • • • • •	· • • • • • • •			•••	4
○開	会									• • • • •			• • • • • • •	· • • • • • •			•••	5
○議事日程	程の	報告	•••			••••				• • • • • •			• • • • • • •	, 			•••	5
○会議録	署名	議員	の指	名		••••				• • • • • •			• • • • • • •	. 			•••	5
○会期の沿	決定									• • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 			•••	5
○請願・	陳情	の審	查報	告						•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				•••	5
2 5	請願	第 2	号	消費	税増税	に反	対する	る請原	頁									
2 5	請願	第 3	号	所得	税法第	5 6	条の	見直し) をす	戻める	る請り	顛						
				(総	務常任	委員	長報	告)										
○議案第	3 3	号	平成	2 4	年度矢	巾町	一般:	会計補	甫正う	予算	(第	9号)	の専	決処	分に	関		
			し承	認を	求める	こと	につい	いて		•••••							•••	8
○議案第	3 4	号	平成	2 4	年度矢	巾町	国民	健康仍	呆険事	事業集	寺別:	会計補	非正子	・算(第 3 -	号)		
			の専	決処	分に関	し承	認を	求める	ること	とにつ	つい	て …					1	5
○議案第	3 5	号	矢巾	町税	条例の	一部	を改	正する	る条例	別の耳	 事决。	処分に	-関し	承認	を求	め		
			るこ	とに	ついて					• • • • • •							1	7
○議案第	3 6	号	特別	職の	職員の	給与	及びた	旅費等	筝に関	 目する	る条件	例の-	一部を	改正	する	条		
			例に	つい	て …												2	2 1
○閉 :	会																2	2 3
○署 ′	名																2	2 5

議 案 目 次

平成25年第2回矢巾町議会臨時会

- 1. 請願・陳情の審査報告
 - 25請願第 2号 消費税増税に反対する請願
 - 25請願第 3号 所得税法第56条の見直しを求める請願
- 2. 議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認 を求めることについて
- 3. 議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専 決処分に関し承認を求めることについて
- 4. 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること について
- 5. 議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について



平成25年第2回矢巾町議会臨時会議事日程

平成25年4月26日(金)午前10時開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 請願・陳情の審査報告
 - 25請願第2号 消費税増税に反対する請願
 - 25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願
- 第 4 議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 5 議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の 専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 6 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 7 議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	齊	藤	正	範	議員	2番	藤	原	由	巳	議員
3番	村	松	信	_	議員	4番	山	﨑	道	夫	議員
5番	Ш	村	農	夫	議員	6番	小	Ш	文	子	議員
7番	谷	上		哲	議員	8番	廣	田	光	男	議員
9番	秋	篠	忠	夫	議員	10番	芦	生	健	勝	議員
11番	昆		秀	_	議員	12番	村	松	輝	夫	議員
13番	藤	原	梅	昭	議員	14番	Ш	村	よし	ノ子	議員

15番 米 倉 清 志 議員 16番 髙 橋 七 郎 議員 17番 長谷川 和 男 議員 18番 藤 原 議員 義

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 川村光朗 副 町 長 君 女 鹿 春 夫 君 総務課長 星川 範 男 君 企画財政課長 秋 篠 君 孝 税務課長 生きがい推進 中 村 滋 君 川村 勝 弘 君 課 兼会計管理者 長 農林課長 兼農業委員会 事務局長 高 住民課長 本 良 司 君 橋 和代志 君 Щ 道路都市課長 藤 原 徳 君 上下水道課長 原 道 明 君 由 藤

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 吉 田 徹 君 主 事 根 澤 のぞみ 君 _____

午前10時00分 開会

○議長(藤原義一議員) ただいまから平成25年第2回矢巾町議会臨時会を開会します。 ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しまし

直ちに本日の会議を開きます。

た。

議事日程の報告

○議長(藤原義一議員) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤原義一議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

10番 芦 生 健 勝 議員

11番 昆 秀 一 議員

12番 村 松 輝 夫 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(藤原義一議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、4月25日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、 本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 請願・陳情の審査報告

25請願第2号 消費税増税に反対する請願

25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願

○議長 (藤原義一議員) 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました25請願第2号 消費税増税に反対する請願、25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願について審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

米倉清志総務常任委員長。

(総務常任委員長 米倉清志議員 登壇)

〇総務常任委員長(米倉清志議員) 平成25年4月23日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長、米倉清志。

請願審査報告書。本委員会が平成25年第1回定例会において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

- 記。1、付議事件名。(1) 25請願第2号 消費税増税に反対する請願。請願者代表、岩手郡滝沢村滝沢字土沢220—3、岩手県消費者団体連絡協議会気付、くらしを考えるネットワーク代表者、高橋克公。紹介議員、小川文子、昆秀一。
- (2) 25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願。請願者代表、盛岡市松尾町19-8、盛岡民主商工会婦人部部長、村上フヂョ。紹介議員、小川文子。
 - 2、委員会開催年月日、平成25年3月6日水曜日、平成25年4月23日火曜日。
 - 3、出席委員、米倉清志、山崎道夫、川村農夫、谷上哲、川村よし子、藤原義一。
- 4、審査経過、平成25年3月6日午後1時開会、委員長挨拶後、25請願第2号、25請願第3号に係る現状をそれぞれ請願者団体より資料に基づき、説明を受ける。平成25年4月23日午前10時開会、委員長挨拶後、25請願第3号に関し、税務課長より説明を受け、その後25請願第2号に関しても慎重審議し、正午に閉会した。
 - 5、審査結果。(1)25請願第2号、不採択すべきものと決定した。
 - (2)25請願第3号、不採択すべきものと決定した。
- 6、審査意見。(1)25請願第2号について。来年4月から消費税率を5%から8%、平成27年10月から10%に引き上げることについては、国民の経済状況が改善されていない中での増税に関し、国民生活と経済活動や景気回復にマイナス影響を与えかねないなどの議論もある。現在国では、景気浮揚対策を進めている中であるが、税と社会保障の一体改革としての消費税率の引き上げについては、福祉政策に重きをなすものである。また、行政の財政運営も勘案すると、現時点では今後の動向をさらに見きわめる必要があると考えられる。

(2) 25請願第3号について。税法上では、現行制度においても第57条による青色申告を選択することにより経費と控除が認められているものであり、この控除を希望する事業主は青色申告制度を用いている。白色申告においても近年は申告関係書類の整備が求められてきており、今後は帳簿類の整備の義務化など、ますます青色申告と差異が少なくなる傾向である。このことから、青色申告に移行しやすい環境整備が進んでいる現状であると考えられる。現状の条文のままでも青色申告を採択することにより控除を受けることが可能であることから、見直しは必要ないものと考えます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑 ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

14番、川村よし子議員。

(14番 川村よし子議員 登壇)

○14番(川村よし子議員) 14番、川村よし子でございます。私は、25請願第2号の消費税増 税に反対する請願の委員長報告では不採択にすべきということについて討論をいたします。

昨年の12月の選挙で安倍政権が誕生しましたけれども、その通常国会の冒頭、1月28日でも、予算提出後の方針演説でも、2月28日でも消費税増税については一言も触れておりませんでした。国民の多くが不安に思い、半数以上が反対している消費税について一切触れないというのはどういうことでしょうか。もう消費税の法律は決まったことだとして寝た子を起こさないというような国民をばかにしているような態度で経過しております。消費税が増税されると暮らしが大きな打撃を受けることは、どなたでも知っています。これは、明らかになっていることですが、昨年政府が試算した結果でも年収500万円のサラリーマン4人世帯でも消費税が10%になることは年間11万5,000円もの負担増になり、子ども手当の削減や年少扶養控除の廃止、年金保険料の値上げなどの影響を加えると、年間31万円もの負担増になります。昨年の帝国データバンクの実施によって、企業へのアンケート調査でも増税されれば業者の業績に大きな影響が出ると答えているのが67.1%にも上っております。中でも小売業は86.6%に達しています。その理由として、小売業では50%以上の小売業の方々は販売価格に転嫁できないと上げています。このように、家計にも企業にも深刻な影響を与える消費税増

税は、確かに国では大変という、財政的に危機であるというテレビ、ラジオでのコマーシャルはありますが、庶民にとってはデフレ不況にますます拍車をかけるものです。とりわけ中小企業、そして子育て世帯に大きな打撃を与えるということで、私は反対討論に参加させていただきます。

○議長(藤原義一議員) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。25請願第2号 消費税増税に反対する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。25請願第2号 消費税増税に反対する請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立少数であります。

よって、25請願第2号 消費税増税に反対する請願については不採択とすることに決定しました。

次に、25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立少数であります。

よって、25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願については不採択とすることに決定しました。

日程第4 議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計予算(第9号)の専決 処分に関し承認を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第4、議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

歳入の主なものについて、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金については、年度末をもって交付額が確定したことによる増額、または減額の補正を行い、また13款国庫支出金及び14款県支出金については、事業費の確定に伴う交付額の決定によりそれぞれ増額、または減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の財政調整基金積立金を増額補正し、同じく総務費の一般管理事業、6款農林水産業費の生産調整推進対策事業、8款土木費の被災者住宅再建支援事業及び12款公債費の公債費利子償還事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億5,610万1,000円とするものであります。これらのことについては、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいた しまして、提案理由の説明といたします。

- ○議長(藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋篠孝一君) 町長の命によりまして、議案第33号 平成24年度矢巾町一般 会計補正予算(第9号)の専決処分書の詳細について説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明をさせていただきます。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額△316万9,000円、節に参りまして地方揮発油譲与税、同額で説明欄記載のとおりでございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税757万8,000円、節に参りまして自動車重量

譲与税、同額で説明欄のとおりでございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金△69万7,000円、節に参りまして 利子割交付金、同額で説明欄のとおりでございます。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金46万4,000円、節に参りまして配 当割交付金、同額で説明欄記載のとおりでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金 28万8,000円、節に参りまして株式等譲渡所得割交付金、同額で説明欄記載のとおりでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金3,740万8,000円、 節に参りまして地方消費税交付金、同額で説明欄のとおりでございます。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金1,621万 1,000円、節に参りまして自動車取得税交付金、同額で説明欄のとおりでございます。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金△144万円、節に参りまして地方特例交付金、同額、説明欄のとおりでございます。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 1 億2,653万4,000円、節に参りまして 地方交付税、同額で説明欄のとおりでございます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金45万3,000円、節に参りまして交通安全対策特別交付金、同額、説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金△575万7,000円、節に参りまして障害者自立支援給付費負担金△110万7,000円、子ども手当負担金△19万3,000円、児童手当負担金△445万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金△3万円、節に参りまして障害福祉費補助金、同額、説明欄のとおりでございます。6目農林水産業費国庫補助金△225万円、節に参りまして新規就農総合支援事業補助金、同額、説明欄のとおりでございます。

3項委託金、2目民生費委託金239万8,000円、節に参りまして社会福祉費委託金、同額、 説明欄のとおりでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金△97万5,000円、節に参りまして子ども 手当負担金△7万8,000円、児童手当負担金△89万7,000円で説明欄のとおりでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金△26万7,000円、節に参りまして交通安全対策費補助金、

同額、説明欄のとおりでございます。 2 目民生費県補助金443万9,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金183万7,000円、障害者福祉事業費補助金368万3,000円、母子福祉費補助金 △108万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。 5 目農林水産業費県補助金120万4,000円、節に参りまして農業振興費補助金、同額、説明欄のとおりでございます。 6 目土木費県補助金△183万2,000円、節に参りまして住宅費補助金、同額、説明欄のとおりでございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金△8万2,000円、節に参りまして総務費委託金、同額、説明欄のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、4目家畜導入事業資金供給事業基金繰入金△4万6,000円、 節に参りまして家畜導入事業資金供給事業基金繰入金、同額で説明欄のとおりでございます。 19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、3目過料348万円、節に参りまして過料、同額 で説明欄のとおりでございます。

19ページをお開き願います。歳出に参ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額に参りまして△258万9,000円、節に参りまして職員手当、同額、説明欄のとおりでございます。5目財産管理費、補正額ゼロでございまして、財源更正でございます。7目交通安全防犯対策費、同じく財源更正でございます。8目財政調整基金費1億9,696万円、節に参りまして積立金、同額でございまして財政調整基金への積み立てでございます。この額を積み立てしますと、残高につきましては22億960万円となるものでございます。9目コミュニティ対策費、財源更正でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、これにつきましても財源更正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、財源更正でございます。2目障害福祉費、これも財源更正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、財源更正でございます。2目児童措置費、財源更正でございます。4目母子福祉費、財源更正でございます。

4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費、財源更正でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業総務費、財源更正でございます。 3 目農業振興費 △153万3,000円、節に参りまして共済費 △28万8,000円、委託料 △20万円、負担金、補助及び交付金 △104万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。 4 目畜産業費 △4 万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額で説明欄記載のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、財源更正でございます。3目観光費、同じく 財源更正でございます。

8 款土木費、4 項都市計画費、5 目公園費△60万円、節に参りまして需用費、同額で説明 欄記載のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費△275万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額で 説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費△15万円、節に参りまして報償費、同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項社会教育費、2目公民館費、財源更正でございます。4目文化財保護費、財源更正でございます。

12款公債費、1項公債費、2目利子△538万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料、 同額で説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分 書の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 1点だけ質問します。

ページ数で22ページ、土木費の住宅管理費なのですけれども、被災者住宅再建支援事業の減275万になっているのですけれども、この被災者に対して275万残ということは107人ほど矢巾町で被災後、住んでいる方がいると思うのですけれども、どのような状況でこのくらい残ったのか、残さないで被災者の方たちに住宅の再建というか補助をしてもよかったのではないかと思うので、お伺いいたします。

- ○議長 (藤原義一議員) 藤原道路都市課長。
- ○道路都市課長(藤原由徳君) ただいまのご質問にお答えいたします。

被災者住宅再建支援事業というのは、被災者が町内に住宅の購入、または建設した場合の補助金でございまして、複数世帯というのは世帯人員が1人以上、それと単数世帯が1人構成の方、この方が県内で被災して全壊、または半壊した方に出す補助金でございまして、申請があって初めて県が3分の2負担、町が3分の1負担という形でやっているものでございまして、当初は複数世帯9件、単数世帯1件ということで県から情報いただいておりましたが、3月末までの結果で申請が複数世帯7件だけ来たものですから、複数世帯2件と単数世帯1件の分での減額ということでございます。ですから、何人分という形ではございません。

- 以上、お答えといたします。
- ○議長(藤原義一議員) 川村よし子議員。
- ○14番(川村よし子議員) そうすると、新しいうちを建てたとか、公営住宅に入っているとか、そういう世帯のことだけですか。

それから、親戚のうちに住んでいるとか、そういう人には出ないということなのですか。 だめなのですか。

- ○議長 (藤原義一議員) 藤原道路都市課長。
- ○道路都市課長(藤原由徳君) この被災者住宅再建支援事業というのは、平成24年に県が運用開始したものでございまして、これは自宅が半壊、または全壊したことで生活再建のために住宅を購入または、結局被災地から来て矢巾町内に住宅建設して入居する、購入して入居した方に対しまして、複数世帯でありますと100万を限度額として補助金を出すと。単数世帯でありますと75万を限度額として出すという制度でございますので、町営住宅に入居とか、そういうものではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) 川村よし子議員。
- ○14番(川村よし子議員) 最後なのですけれども、ちょっと間違っているかもしれないのですけれども、陸前高田では岩手県が100万で市が500万ぐらいで700万ぐらい補助して新築とか、それから宮古でもきのうの何か議会で県で100万、市で100万補助とか、そういうふうな方法をとっているように聞いたのですけれども、矢巾では県の100万だけで、あとは町としては何もないのですか。
- ○議長 (藤原義一議員) 藤原道路都市課長。
- ○道路都市課長(藤原由徳君) ただいまの質問にお答えいたします。 先ほども言いましたけれども、県が3分の2の負担、町が3分の1で限度額が100万という

ことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。11番、昆秀一議員。
- ○11番(昆 秀一議員) 14ページ、民生費県補助金、重度訪問介護利用促進支援事業費補助金440万2,000円増額となっておりますけれども、これの具体的な補助金の内容と、あとなぜこのような増額になったのかご説明をお伺いします。
- ○議長(藤原義一議員) 川村生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

重度訪問介護利用促進事業補助金440万2,000円ということでございますが、これにつきましてはこのとおり重度の方でそれぞれご家庭にいる方々にご訪問をいたしまして、それのサービスに対する県の補助金ということになります。これの増額になった理由でございますが、県からの内示額が3月の26日という日付で来ておりますので、3月議会に間に合わなかったということになります。

また、さらに申請はいたしておるわけですが、この中身につきましてはある程度予算の範囲内という一説がございまして、最終的に今回で確定するというような状況になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。10番、芦生健勝議員。
- ○10番(芦生健勝議員) 1つ教えてください。15ページの歳入の一番最後の過料のところの 348万というのがありますが、これの中身を教えてください。
- ○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。
- ○上下水道課長(藤原道明君) 15ページの19款の過料についてのお話ですが、こちらにつきましては過料でございますので、条例等の違反の場合に金銭による制裁という意味合いで行っているものが過料でございますが、それになります。内容につきましては、12件の過料としての歳入があったということになります。対象者につきましては、個人情報となりますので、お答えできません。

以上といたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

- ○6番(小川文子議員) 14ページの農林水産費の県補助金のところの新規就農総合支援事業 補助金の内訳、内容について教えてください。
- ○議長(藤原義一議員) 高橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(高橋和代志君) お答えいたします。

まず、この県補助金の関係でございますが、歳入のほうで国庫補助金の部分を減額して県補助金にしたということで、歳入の区分を当初国庫補助からと思っておった部分が県補助ということになりまして、そちらのほうに変更した部分になっております。

そして、この内容でございますが、新規就農者3人分でございます。皆様にお伝え申し上げている部分につきましては、年間で150万ということで新規就農の場合は給付することにしておるわけでございますが、その形の中で上期と下期の部分で半分の75万ずつの区切りとなっておりまして、それで申請時点の形の中で年間の分で間に合わない部分がございまして、下期のほうの部分の75万ということで掛ける3人分という内容でございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めること

について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長 (藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出の2款の保険給付費について、目間での増額及び減額補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はないものであります。このことについては、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいた しまして、提案理由の説明といたします。

- ○議長(藤原義一議員) 山本住民課長。
- ○住民課長(山本良司君) 町長の命によりまして、議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の詳細についてご説明申し上げます。詳細 は、一般会計と同様といたします。

9ページをお開き願います。歳出でございます。2款保険給付費、2項高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費△73万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額、説明欄 記載のとおりでございます。2目退職被保険者等高額療養費73万円、節に参りまして負担金、 補助及び交付金、同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専 決処分書の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に 入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第34号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の 専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関 し承認を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第6、議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決 処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融、証券税制の改正を行うとともに、社会保障、税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化等を行うための地方税法及び地方税法施行令並びに地方税法施行規則の改正に伴い、矢巾町税条例の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容でありますが、個人町民税について、1点目は地方公共団体への寄附金、いわゆるふるさと寄附金についてですが、東日本大震災からの復興のための復興財源を確保するため、復興特別所得税が本年から平成49年まで課されておりますが、ふるさと寄附金において所得税の寄附金控除の特例を受けた場合、復興特別所得税の関係から控除額が減少することのないよう現行の2,000円を超える部分について全額控除できるよう見直し措置を講じるものであります。

2点目は、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について所得税の控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人町民税から控除する適用期間を4年間延長して平成29年12月までとするとともに、所得割の納税義務者が平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供する住宅を取得した場合の控除限度額を現行の5万8,500円から8万1,900円に拡充するものであります。

次に、固定資産税について、1点目は独立行政法人森林総合研究所が農用地総合整備事業 等に伴う仮換地に係る納税義務者の特例措置の廃止及び同研究所が農用地総合整備事業の用 に供する固定資産に係る非課税措置を廃止するものであります。

2点目は、本年4月1日から平成27年3月31日までの間に地方公共団体と備蓄倉庫の所有者等との間で管理協定を締結された都市再生特別措置法に規定する協定倉庫について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわが町特例として固定資産税算出の際、管理協定を締結した翌年度から5年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講じるものであります。

次に、国民健康保険税について、1点目は平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、 国民健康保険税の均等割額、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額等の算定において、国 民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、5年間は国民健康保険の被保険者と同様と位 置づけて、当該移行したものを含めて算定することとしている措置を恒久化するものであり ます。

2点目は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行するものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する特定世帯に係る世帯別平等割額について、最初の5年間は2分の1を軽減する現行措置に加え、その後3年間世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講じるものであります。

次に、延滞金につきましては、国税の見直しにあわせ、現行の法定納期限を徒過し、履行

遅滞となった場合に課される14.6%を国内銀行の貸し出し約定平均金利に1%を加算した特例基準割合に7.3%を加算した9.3%に、納期限1カ月以内等の本則7.3%を特例基準割合に1%を加算した3.0%に、徴収猶予等の7.3%を特例基準割合の2.0%に改正するものであります。また、還付加算金について、本則の7.3%を特例基準割合の2.0%に改正するものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例の一部を改正するものであり、平成25年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

- ○14番(川村よし子議員) この条例が専決ということですから、もう始まっているわけです けれども、どのくらいの予算に対して減収になるのか。固定資産税から国保から住民税から お願いいたします。
- ○議長(藤原義一議員) 中村税務課長。
- ○税務課長兼会計管理者(中村 滋君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

予算に対して、どのように減額になるのかというようなことでございますけれども、原則として4月1日からの施行ということにはなっておりますけれども、税目においては26年とか27年というように先送りされているものもございますので、直近のところで影響が出てくる可能性があるとするのは、国民健康保険税の特定継続世帯、要するに5年を経過して、それ以降3年間、4分の1減額するものというものがありますけれども、そちらのほうが今度の課税のほうから適用になるということで、特定継続世帯を今のところは大体190名ぐらいが該当するのではないかということで見込んでおります。4分の1軽減した場合については、約200万ほどが減額になるのかなということで今のところは試算しております。それ以外の住宅借入金等の特別控除につきましては、結局27年以降とかという格好になりまして、それも所得税の税額のほうから控除し切れなかった額ということになりますので、それぞれ住宅等を購入した方が幾らの借り入れをするか、所得税が幾らになっているのかとか、そういうも

のも全部絡んできますので、今ここで幾らというような額そのものは算出はできませんけれども、今現在24年度のところでの町民税、課税している部分においては560名ほどが住宅借入金等の特別控除の該当になっておりまして、そこでは町民税、県民税合わせた両方で約2,400万ほどが減額になっているということになっております。これが次に今5%分やるということになっていますが、7%まで上がる部分がありますので、そこは控除限度額も国のほうが上がってきますので、上がる可能性はあるかと思いますけれども、今のところは具体的な数字というものはちょっと出せない状況でございます。

あと、固定資産税につきましては、森林総合研究所については特に矢巾の場合は該当はなっておりません。

あと、都市再生特別措置法に係る協定備蓄倉庫等につきましても、これにつきましては大都市等の災害に対する部分ということが想定されておりますので、岩手県については特にそこの大都市という法律に係る都市がございませんので、矢巾もそこの部分については今のところ該当は出てこないものと思っております。主なところをかいつまんで申しましたけれども、今のところ大きい予算のところに響くというような改正措置は特にされておりませんけれども、延滞金の部分につきましては幾らか減額になるということで、これにつきましては27年1月1日以降の延滞額に係る分の額から対象になるということでありますので、これらが全てなった将来的な部分につきましては、今現在各一般税、あとは国保、介護とか、それらの全てのものをあわせますと、大体1年間に1,100万前後のところの延滞金が徴収されているわけですけれども、およそ将来的には3分の1ぐらい減って800万ぐらいになるのかなと。これもそのときによって延滞されている額とか、そういうもので大分左右されますので、今のところの額に当てはめれば、そういう格好になるのかなということで今のところ見込んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。 6番、小川文子議員。
- ○6番(小川文子議員) ただいまの延滞金のことでございますけれども、平成27年の1月1日からと申しますと、施行が。今までの方たちの変更というのはないのでございますか。その点について伺います。
- ○議長(藤原義一議員) 中村税務課長。
- ○税務課長兼会計管理者(中村 滋君) ただいまの件についてお答えします。

大変失礼しました。先ほど27年と言いましたけれども、26年1月1日以降となります。先ほどの部分については、訂正させていただきます。26年1月1日以後の期間に係る部分が今度改正された部分の対象になるということで、それ以前のものにつきましては従前のとおりということになりますので、25年の12月31日までは今までどおりの計算方式で計算されるということになります。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認 を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部 を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第7、議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改

正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

平成25年3月21日及び23日に農業集落排水処理施設の間野々浄化センターにおいて、排水装置の故障から発生した濁水放流事故及び4月12日に同センターにおいて人為的原因から発生した再度の濁水放流事故につきまして、町民の皆様、議員各位並びに関係機関に対し、ご迷惑をおかけしたことを心からおわびを申し上げます。これら一連の事故につきましては、3月28日及び4月13日の議会全員協議会において経緯等をご説明申し上げておりますが、事故発生に至る諸要因を分析をした結果、町長においては事業管理者としての管理責任及び部下職員に対する監督責任があることから、平成25年5月に支給すべき給料の100分の10を減額するこのたびの条例の一部改正を提案させていただくものであります。

また、副町長におきましては、部下職員に対する監督責任があることから、同月分の給料の100分の5の減額を提案させていただくものであります。

なお、今回の事故発生を深く反省し、今後同様の事故が発生しないよう施設の改修等による再発防止策を講ずることはもとより、職員に対する指導を徹底し、町民の信頼を取り戻すため、職員一丸となって努力してまいりたいと誓っているところであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

- ○11番(昆 秀一議員) 町長に当たっては100分の10、副町長に当たっては100分の5という ことで、ちょっとわかりづらいので、具体的にどのくらいの金額かというのを教えていただ けませんでしょうか。
- ○議長(藤原義一議員) 星川総務課長。
- ○総務課長(星川範男君) お答えをいたします。

具体的な金額ということでございますが、町長におきましては今現在給料が77万円となっております。ということで、その10%減ということになります。

それから、副町長におきましては、59万9,000円ということになっておりまして、その5%減ということになります。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

12番、村松輝夫議員。

- ○12番(村松輝夫議員) 町長、副町長に関しては責任ということから、このような措置をとるということですけれども、保守点検を依頼している業者等に対する、そういったペナルティーみたいなものは考えておらなかったのでしょうか。
- ○議長 (藤原義一議員) 星川総務課長。
- ○総務課長(星川範男君) お答えをいたします。

業者に対する処分ということでございますが、今回の放流事故につきまして、特にも4月の事故につきましては施設点検後の人為的な機械操作のミスというふうなことで発生したものでございまして、結果的に非常に残念な結果になったというふうに感じております。ただ、当然職員も立ち会っておりましたので、全く町側に責任がなかったというわけではございません。当然ながら当該業者につきましても何らかの処分は考えていきたい、考えなければならないというふうに思っております。今後、関係する会議を開催しまして、その処分につきましては検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正 する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 については原案のとおり可決されました。

○議長(藤原義一議員) 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は終了しました。 これをもって平成25年第2回矢巾町議会臨時会を閉会します。 大変ご苦労さまでした。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員